
日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

第2部 属性

<属性の記録>

セクション3 個人・家族・団体

第7章 家族

2018年12月25日作成

2019年1月7日公開

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会：ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

Tel.03-3523-0811 Fax.03-3523-0841

第 7 章 家族

| | |
|-----------------------|---|
| 目次 | |
| #7 家族 | 4 |
| #7.0 通則 | 4 |
| #7.0.1 記録の目的 | 4 |
| #7.0.1.1 規定の構成 | 4 |
| #7.0.2 情報源 | 4 |
| #7.0.3 記録の方法 | 4 |
| <#7.1~#7.2 家族の名称> | 4 |
| #7.1 家族の優先名称 | 4 |
| #7.1.1 記録の範囲 | 4 |
| #7.1.2 情報源 | 4 |
| #7.1.3 優先名称の選択 | 5 |
| #7.1.3.1 同一家族の複数の名称 | 5 |
| #7.1.3.1A 名称の変更 | 5 |
| #7.1.3.2 同一名称の異なる形 | 5 |
| #7.1.4 記録の方法 | 6 |
| #7.1.4.1 姓 | 6 |
| #7.1.4.2 王家、王朝、氏族の名称 | 6 |
| #7.1.4.3 各種の名称 | 6 |
| #7.2 家族の異形名称 | 6 |
| #7.2.1 記録の範囲 | 6 |
| #7.2.2 情報源 | 6 |
| #7.2.3 記録の方法 | 7 |
| #7.2.3A 異なる名称 | 7 |
| #7.2.3B 同一名称の異なる形 | 7 |
| <#7.3~#7.6 名称以外の識別要素> | 8 |
| #7.3 家族のタイプ | 8 |
| #7.3.1 記録の範囲 | 8 |
| #7.3.2 情報源 | 8 |
| #7.3.3 記録の方法 | 8 |
| #7.4 家族と結びつく日付 | 8 |
| #7.4.1 記録の範囲 | 8 |
| #7.4.2 情報源 | 8 |
| #7.4.3 記録の方法 | 9 |

| | |
|----------------------------|----|
| #7.5 家族と結びつく場所 | 9 |
| #7.5.1 記録の範囲 | 9 |
| #7.5.2 情報源 | 9 |
| #7.5.3 記録の方法 | 9 |
| #7.6 家族の著名な構成員 | 9 |
| #7.6.1 記録の範囲 | 9 |
| #7.6.2 情報源 | 9 |
| #7.6.3 記録の方法 | 9 |
| <#7.7~#7.14 説明・管理要素> | 10 |
| #7.7 世襲の称号 | 10 |
| #7.7.1 記録の範囲 | 10 |
| #7.7.2 情報源 | 10 |
| #7.7.3 記録の方法 | 10 |
| #7.8 家族の言語 | 10 |
| #7.8.1 記録の範囲 | 10 |
| #7.8.2 情報源 | 10 |
| #7.8.3 記録の方法 | 10 |
| #7.9 家族の歴史 | 10 |
| #7.9.1 記録の範囲 | 10 |
| #7.9.2 情報源 | 10 |
| #7.9.3 記録の方法 | 10 |
| #7.10 家族の識別子 | 11 |
| #7.10.1 記録の範囲 | 11 |
| #7.10.2 情報源 | 11 |
| #7.10.3 記録の方法 | 11 |
| #7.11 使用範囲 | 11 |
| #7.11.1 記録の範囲 | 11 |
| #7.11.2 情報源 | 11 |
| #7.11.3 記録の方法 | 11 |
| #7.12 確定状況 | 11 |
| #7.12.1 記録の範囲 | 11 |
| #7.12.2 情報源 | 11 |
| #7.12.3 記録の方法 | 11 |
| #7.13 出典 | 12 |
| #7.13.1 記録の範囲 | 12 |
| #7.13.2 情報源 | 12 |

| | |
|----------------------|----|
| #7.13.3 記録の方法..... | 12 |
| #7.14 データ作成者の注記..... | 12 |

#7 家族

#7.0 通則

この章では、家族の属性の記録について規定する。家族には、王家、王朝、日本の皇室などを含む。

記録する要素として、名称、名称以外の識別要素、説明・管理要素がある。家族の名称には、第一の識別要素である家族の優先名称と、家族の異形名称とがある。

#7.0.1 記録の目的

家族の属性の記録の目的は、家族の識別を可能とすることである。

#7.0.1.1 規定の構成

家族の属性については、その通則を#7.0 で、名称を#7.1～#7.2 で、名称以外の識別要素を#7.3～#7.6 で、説明・管理要素を#7.7～#7.14 で規定する。

(参照：家族に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#27 を見よ。)

#7.0.2 情報源

家族の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。

(参照：優先名称については、#7.1.2 を見よ。異形名称については、#7.2.2 を見よ。)

#7.0.3 記録の方法

家族の名称は、規定した情報源から採用した情報を、#1.11～#1.12.3 に従って記録する。

(参照：#7.1.4、#7.2.3 を見よ。)

名称以外の識別要素は、#7.3.3～#7.6.3 に従って記録する。

説明・管理要素は、#7.7.3～#7.14 に従って記録する。

<#7.1～#7.2 家族の名称>

家族の名称は、エレメントである。

家族の名称には、次のエレメント・サブタイプがある。

- a) 家族の優先名称 (参照：#7.1 を見よ。)
- b) 家族の異形名称 (参照：#7.2 を見よ。)

#7.1 家族の優先名称

家族の優先名称は、家族の名称のエレメント・サブタイプである。

家族の優先名称は、コア・エレメントである。

#7.1.1 記録の範囲

家族の優先名称とは、家族を識別するために選択する名称である。優先名称はその家族に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。

(参照：家族に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#27.1 を見よ。)

優先名称として選択しなかった名称や、優先名称として選択した名称の異なる形は、異形名称として記録することができる。

(参照：#7.2 を見よ。)

#7.1.2 情報源

家族の優先名称の情報源は、#7.1.3～#7.1.3.2 で特に規定しない限り、次の優先順位で採用する。

- a) 家族と結びつく資料の優先情報源
- b) 家族と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報
- c) その他の情報源（参考資料を含む。）

（参照：#7.0.2 を見よ。）

#7.1.3 優先名称の選択

家族の優先名称には、一般によく知られている名称を選択する。優先名称には、家族の構成員によって使用される姓（またはそれに相当するもの）、王家名または王朝名、氏族名などがある。

（参照：同一家族の複数の名称については、#7.1.3.1 を見よ。同一名称の異なる形については、#7.1.3.2 を見よ。）

#7.1.3.1 同一家族の複数の名称

家族の複数の異なる名称が、名称の変更によって生じた場合は、#7.1.3.1A に従う。それ以外の場合で、複数の異なる名称の中に最もよく知られている名称があるときは、それを優先名称として選択する。

甕

（母袋または茂田井という名称もある。）

最もよく知られている名称がない場合、または判断できない場合は、次の優先順位で優先名称を選択する。

- a) 参考資料で多く用いられている名称
- b) その家族と結びつく資料で多く用いられている名称

#7.1.3.1A 名称の変更

家族が新旧の名称で資料と結びつくか、または双方の名称で知られている場合は、それぞれの名称を優先名称として選択する。

選択したそれぞれの優先名称を基礎として典拠形アクセス・ポイントを構築し、相互に関連づける。

（参照：#46.2 を見よ。）

豊臣

羽柴

（豊臣、羽柴それぞれに対する典拠形アクセス・ポイントは、相互に関連づける。）

#7.1.3.2 同一名称の異なる形

家族の名称に次の事項で異なる形がある場合は、#6 の該当する規定に従って、優先名称を選択する。

- a) 言語（参照：#6.1.3.2A、#6.1.3.2A 別法を見よ。）
- b) 文字種・読み（参照：#6.1.3.2B、#6.1.3.2B 別法を見よ。）

c) 詳細度 (参照: #6.1.3.2C を見よ。)

d) 綴り (参照: #6.1.3.2D を見よ。)

#7.1.4 記録の方法

家族の優先名称は、#7.0.3 および#7.1.4.1～#7.1.4.3 に従って記録する。

(参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)

(参照: 各種の名称の言語および文字種の選択については、#6.1.3.2A～#6.1.3.2B 別法を見よ。)

(参照: 各種の名称の記録の方法については、#7.1.4.3 を見よ。)

#7.1.4.1 姓

姓または姓として機能する名称を記録する。日本人の複合姓等は、#6.1.5.1 に従って記録する。外国人の姓の場合、前置語は#6.1.8.1、複合姓は#6.1.8.2 に従って記録する。

鈴木||スズキ

劉||リュウ

Bush

#7.1.4.2 王家、王朝、氏族の名称

王家、王朝、氏族の名称を記録する。

Plantagenet

Рюриковичи

ただし、日本の天皇および各個人としての皇族の総称は「皇室」と記録する。また、宮家は「○○宮」と記録する。

伏見宮||フシミノミヤ

(参照: 宮家の家族のタイプについては、#7.3.3 を見よ。)

#7.1.4.3 各種の名称

次に示すように#6 の該当する規定に従って、選択した家族の名称と、あわせて必要な場合の読みを記録する。

a) 日本人の家族の名称 (参照: #6.1.5～#6.1.5.7 を見よ。)

b) 中国人の家族の名称 (参照: #6.1.6、#6.1.6 別法を見よ。)

c) 韓国・朝鮮人の家族の名称 (参照: #6.1.7、#6.1.7 別法を見よ。)

d) 日本人・中国人・韓国・朝鮮人以外の家族の名称 (参照: #6.1.8～#6.1.8.6 を見よ。)

#7.2 家族の異形名称

家族の異形名称は、家族の名称のエレメント・サブタイプである。

#7.2.1 記録の範囲

家族の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録することができる。また、優先名称として選択した名称の異なる形も、異形名称として記録することができる。

#7.2.2 情報源

家族の異形名称の情報源には、家族と結びつく資料および (または) 参考資料を採用す

る。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.2.3 記録の方法

家族の異形名称は、#7.0.3 および次の規定に従って記録する。その読みを記録する場合は、#7.1.4~#7.1.4.3 を適用して記録する。

(参照: #1.11~#1.12.3 を見よ。)

#7.2.3A 異なる名称

家族の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録する。次のような場合がある。

a) 世襲の称号 (参照: #7.7 を見よ。)

外国人の家族が世襲の称号をもっている場合は、異形名称として世襲の称号を記録する。称号中の固有名を最初の要素として記録する。語順に変更が必要となる場合は、固有名を記録し、コンマに続けて、複数形のある文字種のときは、爵位を複数形で記録する。

Norfolk, Dukes of

b) その他

#7.2.3B 同一名称の異なる形

家族の優先名称として選択した名称と形が異なる同一名称は、異形名称として記録する。次のような場合がある。

a) 言語が異なる形

Jaeger

(優先名称: Yaeger)

b) 文字種が異なる形

ケネディ

(優先名称: Kennedy)

c) 読みのみ異なる形

柴崎||シバザキ

(優先名称: 柴崎||シバサキ)

d) 詳細度が異なる形

金沢北条||カネサワ ホウジョウ

(優先名称: 金沢||カネザワ)

e) 綴りが異なる形

f) 漢字の字体が異なる形

中島||ナカジマ

(優先名称: 中嶋||ナカジマ)

g) 前置語の扱いが異なる形

Von Goethe

(優先名称: Goethe)

h) その他

(参照: #6.2.3B を見よ。)

<#7.3~#7.6 名称以外の識別要素>

#7.3 家族のタイプ

家族のタイプは、エレメントである。

家族のタイプは、コア・エレメントである。

#7.3.1 記録の範囲

家族のタイプには、家、氏、王家、王朝など家族の一般的な種類を示す語がある。

家族のタイプは、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.1 を見よ。)

#7.3.2 情報源

家族のタイプは、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.3.3 記録の方法

家、氏、王家、王朝などの一般的な種類を示す語を、データ作成機関で定める言語で記録する。

家

氏

Family

Dynasty

日本の皇室については、優先名称を「皇室」と記録し、家族のタイプは記録しない。官家の場合は、家族のタイプとして「家」と記録する。

(参照: #7.1.4.2 を見よ。)

#7.4 家族と結びつく日付

家族と結びつく日付は、エレメントである。

家族と結びつく日付は、コア・エレメントである。

#7.4.1 記録の範囲

家族と結びつく日付は、家族の歴史における重要な日付である。

家族と結びつく日付は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.2 を見よ。)

#7.4.2 情報源

家族と結びつく日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.4.3 記録の方法

家族と結びつく日付は、#6.3.3 に従って記録する。

#7.5 家族と結びつく場所

家族と結びつく場所は、エレメントである。

家族と結びつく場所は、同一名称の他の家族と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#7.5.1 記録の範囲

家族と結びつく場所には、家族の現在もしくは過去の居住地、または関係のある場所がある。

家族と結びつく場所は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.3、#27.1.3 任意追加を見よ。)

#7.5.2 情報源

家族と結びつく場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.5.3 記録の方法

家族と結びつく場所は、#12 に従って記録する。国名の略語は、付録#A.3 に従って記録することができる。

恵那市

#7.6 家族の著名な構成員

家族の著名な構成員は、エレメントである。

家族の著名な構成員は、同一名称の他の家族と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。

#7.6.1 記録の範囲

家族の著名な構成員とは、家族の一員のうち、よく知られた個人である。

家族の著名な構成員は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.4、#27.1.4 任意追加を見よ。)

#7.6.2 情報源

家族の著名な構成員は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.6.3 記録の方法

家族の著名な構成員は、#26 に従って記録する。

<#7.7～#7.14 説明・管理要素>

#7.7 世襲の称号

世襲の称号は、エレメントである。

#7.7.1 記録の範囲

世襲の称号は、家族と結びつく貴族の称号など、家族で継承される称号である。

世襲の称号は、異形名称として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。

(参照: #7.2.3Aa)を見よ。)

#7.7.2 情報源

世襲の称号は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.7.3 記録の方法

世襲の称号は、情報源に表示されている順に記録する。複数形のある文字種の場合は、複数形で記録する。

#7.8 家族の言語

家族の言語は、エレメントである。

#7.8.1 記録の範囲

家族の言語は、その家族がコミュニケーションに使用する言語である。

家族の言語は、独立したエレメントとして記録し、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。

#7.8.2 情報源

家族の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.8.3 記録の方法

家族がコミュニケーションに使用する言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能な場合は、そのリストから選択する。

#7.9 家族の歴史

家族の歴史は、エレメントである。

#7.9.1 記録の範囲

家族の歴史は、家族とその構成員の履歴（経歴）に関する情報である。

家族の歴史は、独立したエレメントとして記録し、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。

#7.9.2 情報源

家族の歴史は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.9.3 記録の方法

家族および（または）その構成員の履歴（経歴）に関する情報を記録する。

それが適切な場合は、特定の識別要素と結びつく情報も家族の歴史の中に記録する。

#7.10 家族の識別子

家族の識別子は、エレメントである。

家族の識別子は、コア・エレメントである。

#7.10.1 記録の範囲

家族の識別子は、家族または家族に代わる情報（典拠レコードなど）と結びつく一意の文字列である。識別子は、家族を他の家族と判別するために有効である。

#7.10.2 情報源

家族の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

（参照：#7.0.2 を見よ。）

#7.10.3 記録の方法

家族の識別子は、容易に確認できる場合は、識別子付与に責任を有する機関等の名称、または識別可能な語句に続けて記録する。

国立国会図書館典拠 ID: 01004656

（織田（家）（芦別市）の国立国会図書館の典拠 ID）

#7.11 使用範囲

使用範囲は、エレメントである。

#7.11.1 記録の範囲

使用範囲は、家族の優先名称となった名称が結びつく著作のタイプや形式である。

#7.11.2 情報源

使用範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

（参照：#7.0.2 を見よ。）

#7.11.3 記録の方法

家族の優先名称とした名称の使用範囲に関する情報を記録する。

#7.12 確定状況

確定状況は、エレメントである。

#7.12.1 記録の範囲

確定状況は、家族を識別するデータの確定の程度を示す情報である。

#7.12.2 情報源

確定状況は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

（参照：#7.0.2 を見よ。）

#7.12.3 記録の方法

次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。

a) 確立

家族に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確

立」または「fully established」と記録する。

b) 未確立

家族に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。

c) 暫定

資料自体を入手できず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。

#7.13 出典

出典は、エレメントである。

#7.13.1 記録の範囲

出典は、家族の名称または名称以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。

#7.13.2 情報源

出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

(参照: #7.0.2 を見よ。)

#7.13.3 記録の方法

家族の優先名称または異形名称を決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。

優先名称を決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。

名称以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。

#7.14 データ作成者の注記

データ作成者の注記は、エレメントである。

データ作成者の注記は、家族に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。

必要に応じて、次のような注記を記録する。

- a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記
- b) 優先名称の選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記
- c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記
- d) 類似の名称をもつ個人・家族・団体と判別するための注記
- e) その他の重要な情報を説明する注記